県南広域振興局長告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和８年11月20日

県南広域振興局長　菅　原　健　司

１　道路の種類　県道

２　路線名　南笹間黒沢尻線

３　変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区　間	新旧の別	敷地の幅員	延　長
北上市町分２地割318番１地先から520番３地先まで	新	A　m 19.7～9.6	m 264.7
北上市町分２地割318番１地先から521番１地先まで		B 47.5～15.7	 287.5
北上市町分２地割318番１地先から520番３地先まで	旧	A 19.7～9.6	 264.7

４　変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

（１）　場所　県南広域振興局土木部北上土木センター

（２）　期間　令和８年11月20日から同年12月21日まで